



三重県公報

平成29年10月31日（火）

第 2951 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
65	三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則	(団 体 検 査 課)	2
告 示			
755	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	6
756	銃猟禁止区域設定の一部を改正する告示及びその区域図面の縦覧	(獣 害 対 策 課)	6
757	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区の指定の更新	(同)	6
758	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による鳥獣保護区特別保護地区の指定及びその区域図面の縦覧	(同)	9
759	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による特定猟具使用禁止区域の指定	(同)	10
760	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	12
761	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地の変更	(建 築 開 発 課)	13
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	(税 収 確 保 課)	14
	第69回准看護師試験の実施	(地域医療推進課)	15
	三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）の策定	(獣 害 対 策 課)	15
	基本測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	15
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都 市 政 策 課)	15
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	16
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(警 察 本 部)	16

規 則

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年十月三十一日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十五号

三重県農林水産団体検査規則の一部を改正する規則

三重県農林水産団体検査規則（平成八年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

(表)

No.	
三重県農林水産団体検査員証	写 真 (縦3.0センチ メートル×横 2.5センチメー トル)
職・氏名	
年 月 日生	
上記の者は、	
農業協同組合法第11条の25において準用する保険業法第305条第1項の規定による検査	
農業協同組合法第94条の規定による検査	
農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査	
水産業協同組合法第123条の規定による検査	
土地改良法第132条及び第133条の規定による検査	
森林組合法第111条の規定による検査	を行う職員で
漁業災害補償法第69条及び第71条の規定による検査	
農業信用保証保険法第56条第2項及び第3項の規定による検査	
農水産業協同組合貯金保険法第117条の規定による検査	
犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条の規定による検査	
犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第36条の規定による検査	
あることを証明します。	
年 月 日	
	三重県知事 印

(裏)

注	意
農業協同組合等	
農業共済組合等	
漁業協同組合等	
1 本証は、	につき行う検査に際して必ず携帯すること。
土地改良区等	
森林組合等	
漁業共済組合	
2 本証は、検査に着手するとき提示すること。	
3 本証を紛失したときは、直ちに知事に届け出ること。	
4 検査員がその職を退いたときは、直ちにこの証を返納すること。	

注 1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横9.0センチメートルとする。

2 必要に応じ、検査及び団体の種類を抹消する。

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 一 一 号

三重県農林水産団体検査員

職名 検査員氏名

職名 検査員氏名

検 査 命 令 書

農業協同組合法第11条の25において準用する保険業法
第305条第1項

農 業 協 同 組 合 法 第 9 4 条 第 項

農 業 災 害 補 償 法 第 1 4 2 条

水 産 業 協 同 組 合 法 第 1 2 3 条 第 項

土 地 改 良 法 第 条 第 項

森 林 組 合 法 第 1 1 1 条 第 項 の規定による検査を

漁 業 災 害 補 償 法 第 6 9 条 及 び 第 7 1 条

農 業 信 用 保 証 保 険 法 第 5 6 条 第 項

農水産業協同組合貯金保険法第117条第 項

犯罪による収益の移転防止に関する法律第16条

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金

の支払等に関する法律第36条

に対し、 年 月 日までに実施することを命じます。

年 月 日

(規格A4)

注 必要に応じ、検査の種類を抹消する。

附 記

この報が、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 755 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	多気郡明和町斎宮 1831 番地の 21

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
山畑 雄児	多気郡大台町大井 242-1	もみ、玄米、小麦、大豆	K2416259

三重県告示第 756 号

銃猟禁止区域設定（昭和 46 年三重県告示第 759 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

2 中「南玉垣地内」を「南玉垣町地内」に、「同川」を「同河川」に改め、「同国道を北東に進み」の次に「市道磯山三丁目 171 号線との交点に至り、同所から同市道を北西に進み主要地方道鈴鹿環状線との交点に至り、同所から同県道を北西へ進み市道風呂之下大下線との交点に至り、同所から同市道を北東に進み堀切川右岸に至り、同所から東に進み一本松橋南詰に至り、同所から同橋を北東に進み市道寺家 432 号線との交点（一本松橋北詰）に至り、同所から同市道を東へ進み国道 23 号線との交点（堀切橋北詰）に至り、同所から同国道を北東へ進み」を加える。

三重県告示第 757 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の指定を更新します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

1 名称

伊賀市上津鳥獣保護区

2 区域

伊賀市（次の図に示す部分に限る。）

3 存続期間

平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで

4 保護に関する指針

次のとおりとする。

第 2

- 1 名称
多気町五桂鳥獣保護区
- 2 区域
多気郡多気町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 3

- 1 名称
尾鷲市九鬼行野浦鳥獣保護区
- 2 区域
尾鷲市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 4

- 1 名称
紀北町白石湖鳥獣保護区
- 2 区域
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 34 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 5

- 1 名称
津市白山町四季の里鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 6

- 1 名称
紀北町名倉鳥獣保護区
- 2 区域
北牟婁郡紀北町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 7

- 1 名称
亀山市東部鳥獣保護区
- 2 区域
亀山市（次の図に示す部分に限る。）

- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 8

- 1 名称
名張市赤目鳥獣保護区
- 2 区域
名張市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 9

- 1 名称
津市芸濃町横山池鳥獣保護区
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 10

- 1 名称
名張市青蓮寺鳥獣保護区
- 2 区域
名張市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 11

- 1 名称
松阪市森林公園鳥獣保護区
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 12

- 1 名称
北勢中央公園鳥獣保護区
- 2 区域
四日市市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 13

- 1 名称
志摩市阿児町横山鳥獣保護区
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 14

- 1 名称
木曾川中流鳥獣保護区
- 2 区域
桑名市、桑名郡木曾岬町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 31 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

第 15

- 1 名称
桑名市桑部鳥獣保護区
- 2 区域
桑名市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 保護に関する指針
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 758 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定し、平成 29 年 11 月 1 日から施行します。

なお、区域図面は、三重県農林水産部獣害対策課に備えおいて縦覧に供します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 鳥獣保護区特別保護地区の名称
名張市赤目鳥獣保護区赤目長坂特別保護地区
- 2 鳥獣保護区特別保護地区の区域
名張市赤目町長坂地内、日本オオサンショウウオセンター入口を起点として、同所から尾根を南東に進み不動滝の北側にある標高 407m の尾根を山頂に至り、同所から滝川右岸の尾根に沿って東に進み同尾根と直行する赤目町長坂と大字青蓮寺の大字界を経て、さらに尾根を北東に進み標高 584m の尾根山頂を経て、さらに尾根を南東に進み同尾根と琵琶滝から北東に伸びる尾根との交点に至り、同所から琵琶滝に至る尾根を南西に進み同尾根と三重県と奈良県の境界線との交点（琵琶滝）に至り、同所から同県境を北西に進み長坂山山頂（標高 585m）に至り、同所から尾根に沿って北東に進み滝川左岸（通称赤目観光ダム）に至り、同所から滝川左岸を南東に進み起点の対岸に至り、同所から滝川を渡り起点に至る一円の区域
- 3 鳥獣保護区特別保護地区の存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針
 - (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定区分
森林鳥獣生息地

(2) 鳥獣保護区特別保護地区の指定目的

当該区域は、室生赤目青山国定公園内にある名張市赤目鳥獣保護区に位置し、その区域内を流れる一級河川滝川（赤目溪谷）の両岸は、常緑のカシ類等を主とする常緑広葉樹林を中心とした自然豊かな森林である。また、ヤマドリ、フクロウ、オオタカ等の多種多様な野生生物の生息地となっており、鳥獣の保護及びその生息地の保全を図る上で特に重要な区域であるため、特別保護地区に指定し、その保全を図る。

三重県告示第 759 号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

第 1

- 1 名称
松阪市日丘町特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 2

- 1 名称
津市須ヶ瀬特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 3

- 1 名称
志摩市磯部町坂崎特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 4

- 1 名称
志摩市阿児・磯部特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 5

- 1 名称
中勢特定猟具使用禁止区域(銃猟)

- 2 区域
津市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 6

- 1 名称
志摩市磯部町穴川特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 7

- 1 名称
南伊勢町伊勢路川特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
度会郡南伊勢町（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 8

- 1 名称
志摩市浜島町管田・赤崎特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 9

- 1 名称
志摩市浜島町迫子崎特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
志摩市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 10

- 1 名称
伊賀市予野住田池特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
伊賀市（次の図に示す部分に限る。）
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類

銃器

第 11

- 1 名称
紀宝町北松杖特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
南牟婁郡紀宝町(次の図に示す部分に限る。)
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 49 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 12

- 1 名称
伊賀市上之庄特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
伊賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 13

- 1 名称
伊賀市川上ダム建設予定地特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
伊賀市(次の図に示す部分に限る。)
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

第 14

- 1 名称
多気町丹生特定猟具使用禁止区域(銃猟)
- 2 区域
多気郡多気町(次の図に示す部分に限る。)
- 3 存続期間
平成 29 年 11 月 1 日から平成 39 年 10 月 31 日まで
- 4 使用を禁止する特定猟具の種類
銃器

(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部獣害対策課に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 760 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
津市美杉町下之川字神明田 2467 の 2、2468 から 2473 まで、2473 の 1、2474、2485、2486 の 2
- 2 保安林指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 761 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所の所在地を次のとおり変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 4 項の規定により公示します。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の名称等

- (1) 名称
 - 株式会社建築構造センター
- (2) 住所
 - 東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号
- (3) 業務区域
 - 三重県全域

2 変更内容

業 務 を 行 う 事 務 所 の 所 在 地		行わせることとした判定の業務
変更前	変更後	
東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	東京都新宿区新宿一丁目 8 番 1 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（株式会社建築構造センターの構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。）
宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	宮城県仙台市青葉区本町二丁目 10 番 28 号	1 全ての建築物（三重県内の事務所で判定が行われるものに限る。）
福島県郡山市中町 11 番 5 号	福島県郡山市中町 11 番 5 号	2 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目 2 番 3 号	3 三重県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物
神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号	神奈川県横浜市西区北幸二丁目 3 番 19 号	4 一の判定対象部分の床面積が 5 平方メートルを超える建築物（三重県内、愛知県内又は長野県内の事務所で判定が行われるものに限る。以下同じ。）又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物
長野県長野市南県町 1082 番地	長野県長野市南県町 1082 番地	
愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	愛知県名古屋市中区栄四丁目 14 番 2 号	
島根県松江市中原町 6 番地	島根県松江市中原町 6 番地	
岡山県岡山市北	岡山県岡山市北	

区内山下一丁目 3番19号 広島県広島市中 区八丁堀 15番 6号 愛媛県松山市三 番町七丁目 13 番13号 佐賀県佐賀市駅 前中央一丁目 9 番38号 長崎県長崎市万 才町3番4号 宮崎県宮崎市川 原町5番10号 鹿児島県鹿児島 市西千石町 11 番21号 沖縄県浦添市牧 港五丁目 6番 8 号 千葉県船橋市葛 飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博 多区御供所町 1 番 1号 三重県四日市市 浜田町 12番 18 号	区内山下一丁目 3番19号 広島県広島市中 区八丁堀 15番 6号 愛媛県松山市三 番町七丁目 13 番13号 佐賀県佐賀市駅 前中央一丁目 9 番38号 長崎県長崎市万 才町3番4号 宮崎県宮崎市川 原町5番10号 鹿児島県鹿児島 市西千石町 11 番21号 沖縄県浦添市牧 港五丁目 6番 8 号 千葉県船橋市葛 飾町二丁目 402 番地 3 福岡県福岡市博 多区御供所町 1 番 1号 三重県四日市市 浜田町 12番 18 号 香川県高松市亀 井町2番地 1
---	---

3 変更年月日
平成 29 年 10 月 30 日

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成 29 年 10 月 31 日

三重県知事 鈴木 英 敬

免税証の種類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
10 0券	農業	51632116279	1	平成 28 年 11 月 6 日～ 平成 29 年 11 月 5 日	松阪農業協同組合 櫛田給油所
20 0券	農業	31605203691	1	平成 28 年 11 月 1 日～ 平成 29 年 10 月 31 日	宮崎石油有限公司 鼓ヶ浦営業所

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第69回（平成29年度）准看護師試験を次のとおり実施します。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 試験の実施日時
平成29年2月8日（木）午後1時から午後3時30分まで
- 2 試験の実施場所
津市観音寺町字東浦457-3 三重県看護協会
- 3 受験願書の請求
 - (1) 受験願書は、三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課医師・看護師確保対策班で配布します。郵便で願書を請求する場合は、返信用封筒（返信用切手を貼付、宛先を明記）並びに願書希望である旨、受験者名及び受験理由を記載した准看護師試験願書請求書を同封の上、差出人を明記し、送付してください。
受験願書請求先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課医師・看護師確保対策班
電話 059 (224) 2326
 - (2) 請求受付期間
平成29年12月1日（金）から同月15日（金）
- 4 受験願書の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付期間
平成30年1月4日（木）から同月9日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
 - (2) 受付場所
県庁舎内各保健所、四日市市保健所及び三重県健康福祉部医療対策局地域医療推進課
- 5 その他
 - (1) この試験の受験資格、受験手続、試験の方法等の詳細については、第69回（平成29年度）三重県准看護師試験実施要領を参考にしてください。
 - (2) この試験についての問い合わせは、受験願書請求先にしてください。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条の2第1項の規定により三重県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）を次のとおり策定しましたので、同条第4項で準用する同法第4条第5項の規定により公表します。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

「次」は省略し、三重県農林水産部獣害対策課、四日市農林事務所、津農林水産事務所及び伊賀農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が平成29年9月26日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）
- 2 作業地域
尾鷲市、熊野市、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、紀北町から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
紀伊長島都市計画ごみ処理場
第1号 紀伊長島ごみ処理場
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年10月31日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 10月17日	松阪市若葉町483-1ほか6筆	松阪市駅部田町620-6 株式会社ハウスエージェンツ 代表取締役 高橋 伸久
平成29年 10月18日	伊勢市小俣町湯田1588の一部ほか1筆及び上地町字川西3102ほか17筆ほか	松阪市嬉野津屋城町895 有限会社伊藤工務店 代表取締役 伊藤 明良
平成29年 10月19日	松阪市西肥留町字道西57ほか2筆	松阪市西肥留町59-7 株式会社おかはな動物病院 代表取締役 岡 鼻 英一
平成29年 10月20日	多気郡明和町大字北藤原字浦濱1089ほか1筆	多気郡明和町大字馬之上945 明和町長 中井 幸充
平成29年 10月23日	員弁郡東員町大字六把野新田字大田132-9ほか2筆の一部及び字嶋畑52-9の一部ほか1筆の一部	三重郡朝日町大字縄生342-1 株式会社高橋地所 代表取締役 高橋 松太郎
平成29年 10月23日	員弁郡東員町大字六把野新田字長田206	四日市市芝田1丁目10-10 株式会社中村不動産 代表取締役 南山 昭彦

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

平成29年10月31日

三重県警察本部長 難波 健太

- 1 物品等の名称及び数量 三重県警察本部で使用する電気（予定使用量）2,849,300kwh
- 2 担 当 部 局 津市栄町一丁目100番地
三重県警察本部警務部会計課施設室管財係
- 3 落 札 者 決 定 日 平成29年8月31日
- 4 落 札 者 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社 代表取締役 西山 大輔
- 5 落 札 金 額 入札価格 50,811,458円（税込）
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 平成29年7月11日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
